

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年10月31日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出事務について 研修業務の委託について、契約書に定める効果測定結果の報告を受ける前に、研修終了をもって履行確認を行い、支出手続を行っていたものがあった。（人事・行革課）</p> <p>イ 旅費事務について 自家用車を使用した県内出張について、出張旅費が支給されていない日があった。（職員課）</p> <p>ウ 物品の管理について （ア） 駐車券に係る郵便切手類受払簿について、指定管理期間が終了した指定管理者からの返納枚数と翌年度への繰越枚数の記載はあるものの、物品出納命令者及び物品取扱員による確認の押印がなかった。（総務学事課） （イ） 貸付物品であるパソコンにつ</p>	<p>ア 支出事務について 今後は、効果測定の結果報告を受けた後に履行確認及び支出手続を行うよう、適正な支出事務について徹底する。</p> <p>イ 旅費事務について 支給がされていない出張旅費について、直ちに旅費を支給した。 自家用車による出張の終了後、総務担当者において新旅費システムの申請照会で確認をするなどチェック体制を見直した。 自家用車公務使用申請書の様式に旅費申請に関する注記を記載した。 また、総務事務研修会において、総務担当者に対し、同公務使用申請書と新旅費システムとのチェックを行うよう周知した。</p> <p>ウ 物品の管理について （ア） 直ちに確認印を押印した。 指定管理者の交替した年度においては年度終了後の繰越枚数確認後、直ちに確認印を押印するよう徹底する。 （イ） 処分できていなかったパソコ</p>

	<p>いて、不用品として廃棄決定したにもかかわらず、6月以上処分できていなかった。また、物品の貸付先に廃棄決定の通知をした後で、不用品の決定及び廃棄処分の決定をしているものがあつた。(職員課)</p>	<p>ンについて、直ちに廃棄処分した。今後、不用品を廃棄する際は、総務担当者において廃棄を確認するなどチェック体制を見直した。</p> <p>また貸付物品の管理に当たっては、香川県会計規則に基づき適切に管理するよう事務処理を徹底する。</p>
--	--	---